



議案第 六 号

三朝町立へき地小鹿診療所条例の廃止について

次のとおり三朝町立へき地小鹿診療所条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田 稜

三朝町条例第 号

三朝町立へき地小鹿診療所条例を廃止する条例

三朝町立へき地小鹿診療所条例（昭和四十五年三朝町条例第四十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。